

【香港発中国創新 IP 情報】

最高人民法院、標準必須特許に関する「禁訴令」事例についての解説及び論評を発表

2021年3月4日

JETRO 香港事務所

2021年2月26日、中国の最高人民法院は「知識産権法庭」成立2周年の記者発表会を開催した。記者発表会では、知識産権法庭の体制整備¹や処理件数²などが報告される中、注目を集めたのは、今後のベンチマークとされる2020年の10件の典型事例ⁱⁱⁱの筆頭に、華為 vs Conversant の標準必須特許（以下「SEP」）に関する訴訟についての「禁訴令」判決が取り上げられたことである。なお、本件は2021年1月発表の2020年度人民法院十大案件（うち知財関係は2件）にも取り上げられている。

この記者発表会同日、知識産権法庭の公式ウェブサイト^{iv}に本事例の解説及び4件の論考が掲載された。本稿では、最高人民法院による案件概要及び解説、有識者の論考について概要を紹介する。なお、下線は筆者による強調箇所である。

1. 華為 vs Conversant(2019)最高法知民終 732、733、734 号の概要及び解説

最高人民法院が発表した概要及び解説ⁱⁱは以下のとおりである。

【概要】

2018年1月	華為は南京中級人民法院に Conversant の3件の特許権の非侵害確認及び他の特許権の SEP ライセンス料率の確認を求めて提訴
2018年4月	Conversant は華為・独関連会社を相手取り、独デュッセルドルフ地裁に特許侵害訴訟を提起
2019年9月16日	南京中級人民法院は一部の有効な特許権について SEP ライセンス料率を決定する判決、Conversant は最高人民法院に上訴
2020年8月27日	独デュッセルドルフ地裁で侵害を認め独での差止めを命ずる判決
2020年8月27日	華為は最高人民法院に「行為保全」を申請、最高人民法院が最終判決を下す前に、Conversant による独地裁判決の執行申請を禁止するよう申立て、翌日（48時間以内）、最高人民法院はこの申立てを認める判決（禁訴令：反訴訟/執行差止命令・Anti-Suit-Injunction に相当）

¹ 約36%が科学と法律双方のバックグラウンドを持つ39名の裁判官、450名以上の技術調査員、裁判のスマート化など

² 2年で5121件を受理し4220件を結審（うち2020年は2787件）など

	・ Conversant は、この裁決に違反した場合、違反の日から 1 日あたり 100 万人民币元の罰金が科され、毎日累積される
2020 年 9 月 4 日	Conversant から再審理請求、公聴会を実施
2020 年 9 月 11 日	再審理を却下、その後双方はグローバルで和解

【最高人民法院による解説（抜粋）】

(1) 禁訴令に関連する背景知識

- ・ 禁訴令とは、(訴訟の) 管轄権の衝突が発生した際、ある国の裁判所が、当事者が他の国の裁判所で訴訟を開始又は継続することを禁止する命令を指す。
- ・ 広義の禁訴令には、主に 3 つの反訴訟差止命令 (禁訴令)、反反訴訟差止命令 (反禁訴令) 及び執行差止命令 (禁執令) があり、本件は禁執令に属する。
- ・ 禁訴令の起源はコモンローを採用する英国であり、米国、カナダ、豪州に拡大。
- ・ 中国では 2012 年の海事訴訟が最初の例。
- ・ 近年、中国の知財訴訟では頻繁に他国裁判所の禁訴令に遭遇している。例えば、華為 vs Unwired Planet、Conversant vs ZTE、華為 vs サムスンの SEP 案件等であり、他国裁判所の禁訴令により当事者が中国の訴訟を取下げ又は一部取下げすることになった。
- ・ 今回、中国裁判所が禁訴令を発した理由は、
 - ① 司法ニーズの存在がある。禁訴令制度は一つの法的防御武器であり、当事者がフォーラム・ショッピングや悪意ある訴訟を防ぎ、国際的な並行訴訟を解決し、国家の司法主権を保護する機能を持つ。中国には明確な禁訴令制度がないため、中国の当事者は完全かつ平等な法的武器を欠いており、他国で禁訴令に遭遇すると中国の訴訟を放棄しなければならなかった。
 - ② 知財司法における不可避の課題である。禁訴令の国際化の傾向は、国際紛争の管轄権とルール・メイキングの主導権を巡る大国間の競争状況を深く反映している。
 - ③ 禁訴令の法的根拠がある。中国民訴法第 100 条の行為保全制度によれば、人民法院は特定の行動の禁止をとるよう当事者に命じることができる。さらに、中国の裁判所は知財訴訟、特に SEP 事件においてより多くの経験を蓄積しており、禁訴令実施のための運用条件を既に有している。

(2) 禁訴令の基本的な考慮事項

- ・ 禁訴令は伝統的な行為保全裁決とは異なり、国際的な並行訴訟を伴う。本件では、知財法廷は以下の5つの要素を検討した；①中国訴訟に対する域外判決の仮執行の影響、②行為保全措置の採用の必要性、③損益バランス、④公共利益に及ぼす損害、⑤国際礼讓の原則
- ・ 本件禁訴令裁定のポイントは、
 - ① 必要性判断の包括性：行為保全措置を講じなかった場合に申立人の法的権利に取り返しのつかない損害等をもたらすかの検討に焦点をあてるべきで、単なる経済的利益の損失は重要な点ではない。本件では、Conversantが仮執行を申請すると華為はドイツ市場撤退か中国判決よりはるかに高いライセンス料を受け入れるかの二択しかなく、表面的には華為の経済的利益の自己選択であるが、市場撤退は企業にとって耐え難い負担であり（二審以降で訴訟が覆った場合の）金銭による事後救済は困難である。このため華為は後者の選択を余儀なくされる可能性が非常に高く、最終的に中国での訴訟を放棄しなければならなくなる。この場合、中国のライセンス料率がいかに決定されても、中国の判決執行が困難になる。
 - ② 国際礼讓の原則：禁訴令は訴訟当事者に対して発出されるが、当事者に他国で訴訟を提起しないように強制するか、他国判決の執行申請を放棄させることで、間接的に他国裁判所の管轄権に干渉し、他国判決の効力に影響を与えることは避けられず、国際交流や国家間の関係にさえ、影響を与える可能性があるため、国際礼讓の原則は必ず考慮すべきものである。国際礼讓の原則は適切な範囲内に維持されるべきであり、一般に、国の司法主権、安全保障、及び核心的利益を保護する一方、相手国の国益に適切な配慮が必要である。本件では、3つの要素、受理の時期（中国の方が早い）、管轄権の適切性、他国裁判所の審理・判決に対する影響の適切性を考慮し、上記5つの要素のうち①～④を満足すれば許容範囲であると判断した。ドイツ一審判決の仮執行申請の制限は、ドイツ訴訟における関連欧州特許の侵害認定やドイツ判決及び執行に評価を行うものではなくドイツ訴訟の審理や判決効力に干渉するものではない。
 - ③ 「1日当たりのペナルティ」措置の適用：行為保全措置の効果的実施を確実にするために、「違反の日から、1日当たり100万人民元の罰金を科し、毎日累積される」として、執行を拒否した場合の法的結果を明確にした。

2014年公布の環境保護法第59条（汚染物質排出企業に対する罰金）を参照した。理由は、1）本件は特定の行動を行わないこと・現在の状況を不法に変更しないことを要求するものであり、違反は継続的な違反であり一回限りの違反ではなく、毎日個別の違反を犯したとみなす必要がある。2）この強制措置の強度は、そこの結果起こりうる結果と両立する必要がある。違反して Conversant がドイツ一審判決の仮執行を申請した場合、華為は市場利益と訴訟権を失う可能性があり、その後の訴訟と判決を無意味にするだけでなく、ライセンス料率の交渉において Conversant が有利な立場で大きな利益を得ることになるため、その両立が必要である。3）国際的慣行に沿っており、禁訴令・反禁訴令における同様の罰則は英、米、独、仏及びその他西側諸国で採用されている。例えば、IPCom vs Lenovo の仏パリ高裁は Lenovo に対して、違反の場合、1日当たり20万ユーロ（160万元/日以上に相当）の罰金を科すとの裁決が下された。4）完全な法的防御体系の構築において、木桶原理（最も短い板の箇所から水が漏れ制約となること）に基づけば、数億元のライセンス料と比較して100万元の罰金は抑止力が全くなく、低過ぎるペナルティは禁訴令の「短い板」となってしまう。

(3) 本件の効果

- ・本件は、最高人民法院知財法庭による、民事訴訟法の行為保全制度を創造的に活用した、中国知財訴訟で初の禁訴令の性質を持つ裁決であり、初の毎日罰金制度により、国益、司法主権、及び企業の合法的な權益を断固として保護するものである。本件の裁決及び再審理に対する（却下）判断が下された後、関係者は本件判決を十分に尊重し効果的に履行すると同時に、活発な商業談判を行い、グローバルでの包括的な合意に達し、本件を含む世界各国のすべての並行訴訟を終結させた。この訴訟は、優れた法的効果と多面的な社会的効果を達成した。

2. 最高人民法院知識産権法庭公式ウェブサイトに掲載された有識者論考の概要

(1) 中国人民大学法学院教授/国際知識産権研究中心主任 張廣良 氏ⁱⁱⁱ

テーマ：知的財産権の国際並行訴訟における行為保全の「法解釈性」裁決の適用

- ・本件は、絡み合う訴訟や違法な干渉からの訴訟当事者の保護、及び裁判所の管轄権の維持という二重の制度価値がある。

- ・最高人民法院が示した5つの明確な考慮要素について、「最高人民法院の知財権紛争の行為保全案件の適用法律に関する若干の問題の規定」で規定された「申立人の請求が、知財権の効力の安定性を含め、事実の基礎及び法的根拠を備えるか否か」という点がこの5つの要素に含まれていないが、他国裁判所の判決の執行停止申立ては、当事者の権利侵害などの主張の判断を含まず、知財権の効力の安定性等を判断する必要はないため、この要素の除外は合理的である。
- ・また、民事訴訟法第100条第1項の行為保全に関して「判決の執行が困難」についての最高人民法院の解釈は非常に重要であり、その基準が明確になった。本件では、ドイツ判決執行申請により取り返しのつかない損害の発生、つまり、華為が中国の裁判所で法的救済を受ける機会を放棄せざるを得なくなることである。
- ・国際経済貿易における知的財産の役割の顕在化に伴って並行訴訟が増加する中、如何に中国の訴訟当事者の合法的權益を保障し、公平・公正な国際訴訟秩序を維持するかに対してこの判決は積極的な回答を示し、中国の知財訴訟の歴史におけるマイルストーンとなる意義を有する。

(2) 山東大学法学院副研究員 彭哲 氏^{iv}

テーマ：技術イノベーションを刺激し司法主権を守る－初の中国 SEP 禁訴令

- ・この画期的な判決は、国内外で広く注目されており、本件は通信業界における SEP 紛争の典型例である。
- ・国際的な並行訴訟が頻発しているところ、中国の通信系企業の世界市場シェア拡大に伴い複数の事案が発生している。競合他社は、他国裁判所で禁訴令を申請し、当該裁判所の支持を得て中国企業に中国で進行中の訴訟の停止や取下げを要求している。禁訴令の根拠法は国内法であるが、禁訴令の実際の影響は国境を越える。禁訴令は訴訟当事者のみを対象とし、他国の司法機関を直接対象とはしていないが、他国裁判所の管轄権を無効にする可能性がある。従って、企業が訴訟を提起する国の市場が大きく資産が多いほど、その国の裁判所が発する禁訴令の威力が高まる。
- ・訴訟当事者がその国の市場の完全放棄を選択しない限り、差止め命令に従い、他国での合法的な権利保護訴訟を放棄することを余儀なくされる。ある国が禁

訴令制度を有しない場合、その国の企業は、国際並行訴訟における重要な対抗策が欠落していることを意味し、その国にとって、裁判所の管轄権が損なわれるリスクを意味する。つまり、その国で事業活動を行っていても他国裁判所の差止命令の制限及びその国の裁判所での訴訟が不可能となり、その国の法律を適用できず、事業活動が他国の立法や判例に準拠せざるを得ないことになる。

- 禁訴令を積極的に適用する国にとって、これは管轄権を拡大するための重要な手段となっており、英米法各国は SEP 紛争での適用に積極的である。
- 禁訴令の適用を「後追い」する国にとって、禁訴令は管轄権を守るための強力な手段であり、独仏などの一部の大陸法国家も「後追い」を選択している。EU は比較的否定的な態度を取っており、EU のブラッセル条約及び EU 理事会 2001 年第 44 号規則は、加盟国による禁訴令の相互使用を制限している。しかし、SEP 訴訟における禁訴令の適用について独仏の裁判所は、待機姿勢から積極的な適用へと移行した。
- 例えば、2012 年の Microsoft vs Motorola 訴訟で米国第 9 巡回区控訴裁判所は、M 社の差止命令の申請を支持し、Motorola がドイツ裁判所の判決執行申請を禁止した。この事例は米国裁判所によるドイツ裁判所に対する司法権威の挑戦であるとみなされ、Nokia vs Continental 訴訟におけるドイツ判決の伏線となった。2019 年、ドイツ裁判所は、Nokia vs Continental 訴訟で反禁訴令を用いて、一方当事者が米国での禁訴令執行を申請することを禁止した。同年、フランス第一審裁判所は、IPCom 対 Lenovo で禁訴令を発した。これは当事者が米国での禁訴令執行を申請することも禁じている。国際環境における競争の激化と対立に直面して、中国の裁判所は、中国の司法主権と中国の企業の法的権利を保護する唯一の方法である禁訴令の適用を積極的に検討している。
- 「一带一路」戦略構想の下、中国は自国の科技イノベーション能力を改善し、地域経済一体化と国際経済貿易ルールの新たな発展を掌握する必要がある、グローバルガバナンスに積極的に関与し、中国の法律の域外適用を探索し、平和的発展による「走出去」戦略の効果的な実施を絶えず促進する。本件で最高人民法院は司法主権を守った。これは習近平法治思想の司法実践とイノベーションの応用であり、中国の特許権者の合法的な権利行使の保護、中国の法律の域内・域外適用の保障は非常に重要な意義を持つ。知財権のグローバルガバナンス体系の構築に積極的に参加することは重要な手段であり、それは中国の知財

保護を新しいレベルに確実に押し上げるだろう。

- ・この判決は、民事訴訟法第 100 条適用の先駆者であり、民事訴訟法の枠内での禁訴令を実現した。これは、中国の知財訴訟分野における新しいマイルストーンである。禁訴令適用の基準を明確にしたことは、下級裁判所にガイダンスを提供する。この判決は、両当事者の利益と公正かつ秩序ある競争命令を十分に考慮し、国際礼譲の原則を十分に考慮し、国際慣行に準拠し、国内外の特許権者のイノベーションの成果に対してより有力で平等な保護と公正な競争のビジネス環境を提供し、外国関連訴訟実践のモデルとなった。

(3) 西北政法大学法学院/知識産権学院 講師 黄菁茹 氏^v

テーマ：中国知的財産権領域における最初の禁訴令についての評論

- ・グローバル貿易の知財紛争において、司法判決は、サイレントな正義の戦場として、様々な国の法の支配と裁判官の知恵を試す。最高人民法院知財法庭での最初の禁訴令の公布は、中国司法に国際的な視点をもたらした。禁訴令は域外管轄権の影響が含まれるが、本件の前後 2 つの裁決によって確立された司法規則を検討すれば、中国の裁判所が国際紛争の調整に参加する過程において、法的に謙抑的で慎重な態度を堅持し、各当事者の利益を全面的に考慮し、合理的で厳格な裁判規則を確立し、法の公平と正義を保護することを深く感じることができる。
- ・禁訴令の複雑さは、裁判官が両当事者、2 つの裁判所、2 つの側面において公正と正義を正確に位置付ける必要があることである。禁訴令の手續と期間、及びそれが両当事者と国際司法秩序に与える可能性のある影響は全て、裁判所が禁訴令を発する前に考慮しなければならない要素である。禁訴令の影響の可能性を正確に予測するために、裁判官は、両当事者の状況及び国際貿易と国際司法の最新の状況に基づいて、地域間で発生する可能性のある全ての影響を分析する必要がある。実際、禁訴令の適用は、立法者が予測できる困難をはるかに超えており、さらに予測不可能な国際的な圧力と影響に直面するだろう。
- ・本件は非常に緊迫した状況下で行われたため、民事訴訟法の緊急規定を適用した。これは、ドイツ第一審判決から 48 時間後に行われただけでなく、Conversant の意見を聴取しなかったため、禁訴令についてある種、迅速かつ

果敢な印象を呈したが、本質的に、実際には両当事者と国際司法秩序を十分に考慮して行われ、国際礼譲の原則の適用は中国司法の謙抑さ、慎重さを反映している。

- まず、裁決が時宜を得ていない場合、必然的に双方に不公平をもたらす。ドイツ第一審判決における侵害差止めについての Conversant の申請は華為に高額ライセンス料を認めさせ、中国の裁判所による救済を自主的に放棄させるための重要な手段となる。このような結果は両国の裁判所が望む共同保護の公平と正義ではない。
- 次に、2つの裁決は、国際礼譲の原則の下での域外司法の効力を十分に尊重するものである。(提訴の)前後の順序に基づき、中国法院の審理は優先性を有すべきである。同時に裁決は、ドイツ裁判所の判決の有効性を評価又は否定するものでなく、Conversantの一連の行為に存在する可能性のある一方当事者によるドイツ第一審判決の権利濫用の可能性のみを対象とし、ドイツ判決の効力の否定や減損しようとするものではないことを繰り返し強調していた。裁決において、国際礼譲の原則の適用は各国裁判所の間の一貫と協調であり相互否定ではなく、この原則の効果は礼譲と尊重にあり、どの国にも義務を課すものでないことを強調している。
- この禁訴令は、SEPなど複雑な背景でなされたものであり、裁判所は、禁訴令の必要性と適切性について十分に議論・分析し、「申立人が判決に基づいて確定する権益が最終的に実現できるか」、「(後に)補うことが困難な損失」そして「権益バランスの不均衡の有無」等について検討し、一連の指導意義を有する訴訟規則を形成し、最終的に「一日100万円の罰金」ペナルティを適用した。この措置は、社会で激しい議論を巻き起こしたが、裁決そのものに回帰すれば、この措置があらゆる禁訴令に適用できるわけではなく、悪性の程度が比較的高く、損害が比較的大きな行為に厳格な処罰として適用されるものであることがわかる。この厳格な措置の最終目標は、一方当事者に利益をもたらすことではなく、莫大な利益の誘惑にこれ幸いと権利濫用しようとする人を抑止し、プライスレスな正義を強調するものである。
- 禁訴令は、当事者間の複雑な国際紛争を背景に発出されたものであり、各国裁判所の判決が異なっても、相互の影響と協調により最終的には両者間の紛争の公正な解決が促進される。もし、時間差によりある国の判決が不適切に適用された場合、そのある判決の執行だけで当事者に巨額の商業的損失やリス

クをもたらす可能性があるが、そのような損失やリスクはこの判決の範囲内ではない。このような場合、禁訴令によりこの不公正な結果を修正することが適切かつ必要である。

- 中国の知財分野の禁訴令発出はまだ始まったばかりである。将来的に、中国の裁判所は、禁訴令やグローバル料率、さらには反禁訴令等が常態化し、国際司法秩序の協調と保護により深く関与する可能性がある。禁訴令のルールも将来の一連の具体的案件において継続的に細かく改善・調整されるだろう。禁訴令は様々な国の裁判所により大きな裁量をもたらした。従って、全ての国の裁判所は、グローバルな司法秩序を共同で維持するために、より謙虚で慎重な司法態度を遵守する必要がある、これが中国で最初の禁訴令の背景となる司法精神と価値であり、これをもって各国司法と共同してグローバル知財紛争の良好な秩序を守っていく。

(4) 中国社会科学院知識産権中心研究院 管育鷹 氏^{vi}

テーマ：禁訴令：グローバルな知財紛争の司法管轄権ゲームに対する中国の態度

- 禁訴令は、国際私法の新しい概念ではない。19世紀には英米法系国家において他国裁判所での並行訴訟を防ぐために当事者によって使用されていた。しかし、禁訴令制度は国際的に常に物議を醸している。ある国の裁判所が禁訴令を発行する傾向がある場合、訴訟当事者が場所を選ぶために競争する（フォーラム・ショッピング）という現象の悪化だけでなく、実際に域外司法管轄権の間接的な干渉を発生させ、国際礼譲の原則の効果を損なう可能性がある。
- 長期にわたり、中国及び成文法の伝統を持つ大陸法系の国家は同様に、このように裁判官の自由裁量に大きく依存し「司法の排外主義」の傾向を持つ特別なプロセスである禁訴令について慎重な態度をとっていた。国際海運及び海事紛争、国際商事仲裁等、本国裁判所が明らかに管轄権を有する分野であっても、禁訴令を容易に発行しない抑制的態度をとっている。
- 一方、情報化時代の到来とともに、国際的な知財保護ルールは科学技術先進国の強力な推進の下でますます統一され、多国籍企業の知財権のグローバル・ポートフォリオと競争が常態化した。これと同時に、PCT 国際特許出願の国際協力など手続き簡便化制度の運用により、知財権の地域性はますます低下した。特に、あらゆるものをインターネットで接続するモバイル通信の分野では、最先端の特許

技術が標準に加わって応用され一般に普及し、年々多くの同じ発明技術の SEP がグローバルに拡大して実施されている。

- ・しかし、理論的には、特許権は、ある国又は地域の政府機関によって、その国内法又は地域の法律に基づいて審査され、特許証が発行されて保護される独占的な実施権であり、その地域性は依然として存在する。少なくともこれまでのところ、いわゆる「世界特許」はない。例え、それが SEP であっても、その権利の源泉に基づいて、ライセンス料算出の基礎となり、FRAND 条件の解釈及び法律適用ルールなど、ある一国の裁判所がその国内法と慣例に従って判決を行うのが当然である。
- ・グローバルな観点では、SEP 紛争は通常、通信技術と製品で国際競争力のある通信大手と主要なモバイル機器メーカーの間で発生する。多くの紛争の原告と被告はクロス・ライセンス関係を有し、権利者と実施者は非常に関係が深く、料率交渉が決裂して紛争を引き起こす多くの原因となっている。明らかに、多国籍企業市場の核心的利益に影響を与える可能性のある SEP のようなものに対し、国全体の産業を変える重要な科学技術イノベーションの成果でさえ一つ一つ法に基づいて発行された特許証により法的保護を提供する全ての国は、その管轄権を容易に放棄することはない。
- ・近年、同じ SEP、同じ権利者と実施者の SEP 紛争が世界中でほぼ同時に発生している。しかし、各国裁判所が国際礼譲の原則又は不便な訴訟理論を適用して管轄権を拒絶することはめったにない。それどころか、SEP 紛争の管轄権を争うために英国と米国で禁訴令制度が継続的に用いられていることに加え、独や仏など常に慎重で保守的な国もまた、複雑な専門知識とスキルを含む重要な問題である SEP のグローバル料率の判断について、自己の管轄権の範囲に含ませるために、民事訴訟法の行為保全制度を頻繁に適用して禁訴令及び反禁訴令を発行し始めている。
- ・国際私法における禁訴令制度についてはまだ問題がある。グローバルな SEP 紛争の管轄ゲームが激化した背景の下、外国関連の知財紛争における管轄紛争への対処方法の問題は、必然的に中国の司法機関が直面することになる。中国最初の知財分野の禁訴令は、表面的にはグローバルな技術競争の分野における紛争解決の管轄ゲームに参加したことになる。しかし、私の意見では、その本質は、知財訴訟の「好適地」をめぐる競争することではない。それは中国の裁判所の中立的な司法裁判官の基本的な職責であり、中国の実体法及び訴訟法の規定に厳密に

従い、国際私法の基本原則に違反することなく、当事者の合法かつ合理的な訴訟請求に対する通常に対応である。

- 21世紀の初めに、中国の知財法がWTO加盟という国際的な義務を果たすために、世界で行われている仮差止制度を導入した後、この民事訴訟の特別プロセスは知財権の効果的な保護において重要な役割を果たしてきた。2012年に改正された民事訴訟法には、行為保全に関するより明確な規定がある。この枠組みの下で知財保護を強化するため、同時に、権利濫用が通常の競争に干渉することを防ぐために、権利者と利害関係者が関連する紛争に遭遇したときにタイムリーな救済を得ることができるようにし、より完全で詳細なルールを含む知財保護に関する司法解釈が、2018年末に可決され施行された。
- Conversantは中国に居所又は駐在員事務所を持たない外国企業に属しているが、その特許権は中国の法律に基づいて保護されており、中国の裁判所は、権利の有効性、侵害の決定、救済手続きなどの問題について当然に管轄権を持っている。並行訴訟においてドイツ裁判所による侵害差止め命令が執行された場合、明らかに、それは国内の出願人の多くの基本的権利を損なうことになり、中国の法的手続きの通常の行動を妨害することになる。
- この判決は慎重に検証され、外国関連の知財紛争における禁訴令の適用要件と法的境界を明確にし、毎日罰金制度を探索し、中国の禁訴令制度をさらに改善するための有益な経験を蓄積した。実際の効果として、禁訴令は、国際的な並行訴訟に関与する当事者間の誠実な交渉を促進し、係争中の事項について早期に実質的な合意に達して紛争を解決することに役立つ。

3. 解説

本件は、頻発するSEP紛争の当事者となることが増えてきた中国（で主体的に事業活動をする）企業を守ることを目的として、他国の事例を注意深く検討して適用されたものであるといえる。山東大学の彭哲氏が、「企業が訴訟を提起する国の市場が大きく資産が多いほど、その国の裁判所が発する禁訴令の威力が高まる」と指摘する通り、市場の力を持つ中国司法の一つの回答であろう。つまり、当事者はある国での禁訴令（Anti-Suit-Injunction）に対して並行する他国で反禁訴令（Anti-Anti-Suit-Injunction）でさらに対抗することがありうるが、その結果として双方当事者に科される罰金負担及び対象となる市場の規模、並びに本訴の

勝訴可能性を比較衡量して和解を含め対応を検討することになる。

今回、華為による申請からわずかな期間で裁決が行われたことは、事前に最高人民法院内で検討が進められていた可能性があり、本件に先立つ 2018 年に米国において今回の当事者でもある華為とサムスンの訴訟においてサムスンの請求により中国訴訟に対する Anti-Suit-Injunction が認められ、中国司法の管轄権が米国司法によって損なわれたとの印象を受けたことがきっかけの一つと推測される。

中国では米中対立を背景として外国法の域外適用について関心が高まっており、2021 年 1 月 9 日には、商務部から「外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法」^{vii}が公布された。この弁法の第 1 条には、「・・・国家主権、安全保障及び開発の利益を保護し、中国国民、法人、または他の組織の正当な権利および利益を保護する・・・」とあるが、この表現は、最高人民法院が本件の解説において国際礼讓の原則の箇所で用いた文言に類似しており、SEP 紛争においてこの国家安全法に基づく弁法が直接適用されるか否かは不明であるものの、その背景となる思想は共通するものを感じさせる。

今後、複数の有識者が言及する「マイルストーン」として、本件をベースとした司法解釈の公布など活用に向けた整備が進む可能性がある。事実、本件の直後には下級審である武漢中級人民法院において小米 vs InterDigital 訴訟で小米の申立てに基づいて同様の裁決がなされている（なおこの事案については、並行訴訟であるインドで Anti-Anti-Suit-Injunction が認められるなど、打ち合いの様相を呈している）。このため、当事者企業にとっては中国が関連する SEP 訴訟において検討せざるを得ない訴訟戦術が一つ加わることになるであろう。

今後の SEP 紛争では、並行して焦点となっているグローバル料率の判断に関する管轄権とともに、中国及び関係各国における Anti-Suit-Injunction の動向及び着地点について注目される。

(以上)

文責：JETRO 香港 松本要

ⁱ 最高人民法院 最高人民法院知识产权法庭 2020 年 10 件技术类知识产权典型案例
<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-288071.html>

ⁱⁱ 最高人民法院知识产权法庭 中国知识产权审判发出的首例禁诉令—案件合议庭详解康文森公司与华为公司标准必要专利许可纠纷案 <http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1056.html>

ⁱⁱⁱ 最高人民法院知识产权法庭 知识产权国际平行诉讼适用行为保全的“释法性”裁决
<http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1057.html>

^{iv} 最高人民法院知识产权法庭 激励技术创新，捍卫司法主权 一评中国标准必要专利“禁诉令”第一案 <http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1058.html>

v 最高人民法院知识产权法庭 中国知识产权领域首例禁诉令评论

<http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1059.html>

vi 最高人民法院知识产权法庭 禁诉令：应对全球知识产权纠纷司法管辖权博弈的中国态度

<http://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1060.html>

vii 商务部令 2021 年第 1 号 阻断外国法律与措施不当域外适用办法

<http://tfs.mofcom.gov.cn/article/bc/202101/20210103029710.shtml>